

薬生発 0530 第 1 号
令和元年 5 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 80 条第 2 項第 5 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 80 条第 2 項第 5 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件」(令和元年厚生労働省告示第 20 号) が別添のとおり告示され、令和元年 6 月 1 日から適用されることとなったため、貴管下関係業者に対して周知を図るとともに、円滑な事務処理が行われるよう特段の配慮をお願いいたします。

記

1 告示の趣旨及び主な内容

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和 36 年政令第 11 号)第 80 条第 2 項第 5 号の規定に基づき都道府県知事が製造販売の承認を行う医薬品のうち、ビタミン主薬製剤及び胃腸薬について、次のとおり改正したこと。

- (1) ビタミン主薬製剤の効能及び効果の表現を改める。
- (2) ビタミン主薬製剤の有効成分としてメコバラミン、ヘプロニカート、コウジン、トウキ及びボウイを加える。
- (3) 胃腸薬の有効成分クレオソートの名称及び分類を改める。
- (4) その他有効成分名等について、日本薬局方の改正等に伴い所要の規定の整備を行う。

2 留意事項

今回の改正を踏まえたビタミン主薬製剤及び胃腸薬の承認申請の取扱い上の留意点等については、別途通知する。





厚生労働大臣 根本 匠		
(傍線部分は改正部分)		
改	正	後
○厚生労働省告示第二十号 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和三十六年政令第十一号)第八十条第一項第五号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等(昭和四十五年厚生省告示第三百六十六号)の一部を次のように改正し、令和元年六月一日から適用する。	本則を次の表のように改正する。	令和元年五月三十日
1 ビタミン主薬製剤 (略) ビタミンの有効性が期待される症状又はその補給に用いることを目的として、一種以上のビタミンを主体とし調製された内服用薬剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、錠剤、錠剤ゼリー状ドロップ剤(有効成分にベクチン、白糖などを加え、ゼリー状の一定の形状に製したもので、口中でそしやくして用いる製剤をいう。)又は経口液剤の剤形のもの(医師が患者に施用し、又は処方することを目的とするもの及び徐放性製剤を除く。)をいう。	2 ビタミン主薬製剤 (略) ビタミンの有効性が期待される症状又はその補給に用いることを目的として、一種以上のビタミンを主体とし調製された内服用薬剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、錠剤、ゼリー状ドロップ剤(有効成分にベクチン、白糖などを加え、ゼリー状の一定の形状に製したもので、口中でそしやくして用いる製剤をいう。)又は内用液剤の剤形のもの(医師が患者に施用し、又は処方することを目的とするもの及び徐放性製剤を除く。)をいう。	2 ビタミン主薬製剤 (略) ビタミンの有効性が期待される症状又はその補給に用いることを目的として、一種以上のビタミンを主体とし調製された内服用薬剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、錠剤、ゼリー状ドロップ剤(有効成分にベクチン、白糖などを加え、ゼリー状の一定の形状に製したもので、口中でそしやくして用いる製剤をいう。)又は内用液剤の剤形のもの(医師が患者に施用し、又は処方することを目的とするもの及び徐放性製剤を除く。)をいう。
2 有効成分の配合割合 (1) (2) (略) (3) 別表第九のI、IX又はXのQ項、S項若しくはW項に掲げる有効成分の配合は、各項は、各項ごとにそれぞれ一種とする。 (4) (5) (略) (6) 別表第九のIIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(4の3において「ビタミンD主薬製剤」という。)には、同表のIのB項、IVからVIIIまで、IX、XのP項からU項まで、W項若しくはX項又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。 (7) 別表第九のIIIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(4の4において「ビタミンE主薬製剤」という。)には、同表のI、II、VのG項、VIIのKには、同表のI、II、VのG項、VIIのK	2 有効成分の配合割合 (1) (2) (略) (3) 別表第九のI、IX又はXのR項若しくはV項に掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とする。 (4) (5) (略) (6) 別表第九のIIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(4の3において「ビタミンD主薬製剤」という。)には、同表のIのB項、IVからVIIIまで、V项若しくはA B項からAD項までに掲げる有効成分を配合してはならない。 (7) 別表第九のIIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(4の3において「ビタミンD主薬製剤」という。)には、同表のIのB項、IVからVIIIまで、IX、XのO項からT項まで、V項若しくはW項又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。	2 有効成分の配合割合 (1) (2) (略) (3) 別表第九のI、IX又はXのR項若しくはV項に掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とする。 (4) (5) (略) (6) 別表第九のIIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(4の3において「ビタミンD主薬製剤」という。)には、同表のIのB項、IVからVIIIまで、V项若しくはA B項からAD項までに掲げる有効成分を配合してはならない。 (7) 別表第九のIIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(4の3において「ビタミンD主薬製剤」という。)には、同表のIのB項、IVからVIIIまで、IX、XのO項からT項まで、V項若しくはW項又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(8) 別表第九のIVに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(4の5において「ビタミンB ₁ 主薬製剤」という。)には、同表のI、II、VIII、IXのO項、XのR項からT項まで、V項若しくはW項又はXIのZ項からAC項までに掲げる有効成分を配合してはならない。
(9) 別表第九のVに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(4の6において「ビタミンB ₂ 主薬製剤」という。)には、同表のIからT項まで、V項若しくはW項又はXIのY項からAC項までに掲げる有効成分を配合してはならない。
(10) 別表第九のVIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(4の7において「ビタミンB ₃ 主薬製剤」という。)には、同表のI、II、XのP項からR項には、V項若しくはX項又はXIのY項、VII、XのP項若しくはAB項からAD項までに掲げる有効成分を配合してはならない。
(11) 別表第九のVIIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(4の8において「ビタミンB ₄ 主薬製剤」という。)には、同表のI、II、XのO項からQ項には、V項若しくはW項又はXIのX項若しくはY項に掲げる有効成分を配合してはならない。
(12) 別表第九のVIIIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(4の9において「ビタミンB ₅ 主薬製剤」という。)には、同表のI、II、IV、VII、XのO項からQ項まで、U項若しくはW項又はXIのX項若しくはY項に掲げる有効成分を配合してはならない。

(13) 别表第九のIのA項及びIIに掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの(4の10において「ビタミンB ₆ 主薬製剤」という。)には、同表のIのB項、V VII、XのP項からR項まで、U項、V项若しくはX項又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。
(14) 别表第九のV及びVIに掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの(4の11において「ビタミンB ₇ 主薬製剤」という。)には、同表のIからIVまで、V、VIのO項若しくはW項又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。
(15) 别表第九のV及びVIに掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの(4の12において「ビタミンB ₈ 主薬製剤」という。)には、同表のIからIVまで、V、VIのO項若しくはW項又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。
(16) 别表第九のV及びVIに掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの(4の13において「ビタミンB ₉ 主薬製剤」という。)には、同表のIからIVまで、V、VIのO項若しくはW項又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。
(17) 别表第九のV及びVIに掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの(4の14において「ビタミンB ₁₀ 主薬製剤」という。)には、同表のIからIVまで、V、VIのO項若しくはW項又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(1) 別表第九のⅢ及びⅣに掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの（4）において「ビタミンEC主薬製剤」という。には、同表のI、II、IV、VのG項、VII、IXのO項、XのP項、Q項若しくはS項からX項まで又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。
(2) 別表第九のIV、VI及びVIIのJ項に掲げる有効成分を必須の成分として配合するものには、同表のI、II、V、VII、IXのO項、XのP項、R項からT項まで若しくはV項からX項まで又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。
(3) 別表第九のVI及びVIIのK項に掲げる有効成分は、互いに配合してはならない。
(4) 別表第九のXIのZ項及びAB項に掲げる有効成分は、互いに配合してはならない。
(5) (略)

(1) 别表第九のIVのF項のフルスルチアミン塩酸塩並びにVI及びVIIのK項に掲げる有効成分を必須の成分として配合するものには、同表のI、II、V、VII、IXのO項、XのP項、R項からT項まで若しくはV項からX項まで又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。
(2) (略)
(3) 有効成分の分量
(4) (略)
(5) (略)

(1) 别表第九のIのA項に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するものの効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。 ア 目の乾燥の緩和 イ 夜盲症（とり目、暗所での見えにくさ）
(2) (略)
(3) 有効成分の分量
(4) (略)
(5) (略)

(1) 别表第九に掲げる有効成分を必須の成分以外の成分として配合する場合の一日前最大分量及び一日最小分量は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の乙の一日最大分量欄及び一日最小分量欄に掲げる量とする。ただし、ビタミンC主薬製剤に同表のXのS項のL-シスチンを必須の成分以外の成分として配合する場合、一日最大分量は二四〇mgとする。
(2) (略)
(3) 有効成分の分量
(4) (略)
(5) (略)

(1) 别表第九のXのU項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合には、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならず、かつ、それぞれの一日最小分量で除して得た数値の和が一以上でなければならない。
(2) (略)
(3) (略)
(4) (略)
(5) (略)

(5) ビタミンB₁・主葉製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のア及びイについては、「ただし、これらについて、一箇月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであり、ヘブロニカートを配合する場合における次のウについては、「妊娠・授乳期又は病中病後の体力低下時」と読み替えたものである。

ア 神経痛、筋肉痛・関節痛(肩・腰・肘・膝痛、肩こり、五十肩など)、手足のしびれ、便秘又は眼精疲労(慢性的)の目の疲れ及びそれに伴う目のかすみ・目の奥の痛み)の緩和

イ (略)

ウ 肉体疲労時、妊娠・授乳期又は病中の体力低下時のビタミンB₁の補給

(6) ビタミンB₂・主葉製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアについては、「ただし、これらの症状について、一箇月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものである。

ア 口角炎(唇の両端の腫れ・ひび割れ)、口唇炎(唇の腫れ・ひび割れ)、口内炎、舌の炎症、湿疹、皮膚炎、かぶれ、ただれ、にきび・吹き出物、肌あれ、赤ら顔に伴う顔のほてり、目の充血又は目のかゆみの緩和

ア 口角炎(唇の両端の腫れ・ひび割れ)、口内炎、舌の炎症、湿疹、皮膚炎、かぶれ、ただれ、にきび・吹き出物、肌あれ、赤ら顔に伴う顔のほてり、目の充血又は手足のしびれの緩和

ア 神經痛、筋肉痛、関節痛（肩・腰・肘・膝痛、肩こり、五十肩など）、手足のしびれ、便秘又は眼精疲労（慢性的な目の疲れ及びそれに伴う目のかすみ・目の奥の痛み）の緩和
イ （略）

(6) 病後の体力低下時のビタミンB₁の補給
ビタミンB₁主薬製剤の効能及び効果
は、次に掲げる範囲とする。ただし、
次にアについて、「ただし、これらの
症状について、一箇月ほど使用しても
改善がみられない場合は、医師又は薬
剤師に相談すること。」と付したもので

ア 神經痛、筋肉痛、関節痛（腰痛、肩こり、五十肩など）、手足のしびれ、便秘又は眼精疲労の緩和

(9) ウ イ
出血予防
歯科
ア ビタミン
は、次に追
目の^{セイ}

A D 主薬製剤の効能及び効果
からの出血又は鼻血の場合の
燥の緩和
げる範囲とする。

イ　歯ぐきから
の出血予防

の出血又は鼻出血の場合
の緩和範囲とする。

THEORY OF THE STATE

ウ 齒ぐきからの出血又は鼻血の場合の
出血予防

ウ 齒ぐきからの出血又は鼻出血の場合の
出血予防

工 (略)

工 (略)

(12) 別表第九のIV、VI及びVに掲げる有効成分を必須の成分として配合するものの効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、これらの症状について、「ただし、これらが改善されない場合は、医師又は薬剤師に相談すること」と付したものであり、ヘブロニカートを配合する場合における次のイについては、「妊娠・授乳期又は病中・病後の体力低下時」を「又は病中・病後の体力低下時」と読み替えたものである。

ア 神経痛、筋肉痛・関節痛（肩・腰・肘・膝痛、肩こり、五十肩など）、手足のしびれ又は眼精疲労（慢性的な目の疲れ及びそれに伴う目のかすみ・目の奥の痛み）の緩和

イ 肉体疲労時、妊娠・授乳期又は病中の体力低下時のビタミンB₁B₆B₁₂の補給

胃腸薬

胃腸疾患の症状に用いることを目的として調製された内服用薬剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、錠剤、錠剤又は経口液剤の剤形のもの（医師が患者に施用し、又は処方することを目的とするもの、滌下薬、漢方処方に基づく製剤、生薬のみからなる製剤及び徐放性製剤を除く。）をいふ。

2 1 有効成分の配合割合

（略）

（1） 別表第十五のIに掲げる有効成分を配合するものには、同表のIV又はVのQ項に掲げる有効成分を配合してはならない。

（2） 別表第十五のIに掲げる有効成分を配合するものには、同表のIV又はVのN項に掲げる有効成分を配合してはならない。

（3） （略）

(4) 別表第十五のIIのD項又はG項に掲げる有効成分を配合するものには、同表のVIのR項に掲げる有効成分を配合してはならない。

（略）

(6) 別表第十五のVIのO項又はVのR項若しくはV項に掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とする。

（略）

(8) 別表第十五のVのU項に掲げる有効成分を配合するものには、カンゾウを配合してはならない。

（略）

(6) 別表第十五のVIのO項又はVのR項若しくはS項に掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とする。

（略）

(8) 別表第十五のVのR項に掲げる有効成分を配合するものには、カンゾウを配合してはならない。

（略）

(6) 別表第十五のVのR項に掲げる有効成分を配合するものには、カンゾウを配合してはならない。

（略）

(8) 別表第十五のVのR項に掲げる有効成分を配合するものには、カンゾウを配合してはならない。

（略）

(6) 別表第十五のVのR項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。

（略）

(5) 別表第十五のIIのG項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。

（略）

(4) 別表第十五のIIのF項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。

（略）

(5) 別表第十五のIIのG項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。

（略）

(6) 別表第十五のVのK項若しくはJ項に掲げる有効成分又はP項の木クレオソートを二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。

（略）

(7) 別表第十五のVのK項又はJ項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。

（略）

(8) 别表第十五のVのM項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。

（新設）

（略）

(2) 別表第十五のIに掲げる有効成分を配合するものには、同表のIV又はVのN項に掲げる有効成分を配合してはならない。

（3） （略）

(4) 別表第十五のIIのD項又はG項に掲げる有効成分を配合するものには、同表のVIのO項に掲げる有効成分を配合してはならない。

（略）

(6) 別表第十五のVIのO項又はVのR項若しくはS項に掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とする。

（略）

(8) 別表第十五のVのR項に掲げる有効成分を配合するものには、カンゾウを配合してはならない。

（略）

(6) 別表第十五のVIのO項又はVのR項若しくはS項に掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とする。

（略）

(8) 別表第十五のVのR項に掲げる有効成分を配合するものには、カンゾウを配合してはならない。

（略）

(6) 別表第十五のVIのO項又はVのR項若しくはS項に掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とする。

（略）

(8) 別表第十五のVのR項に掲げる有効成分を配合するものには、カンゾウを配合してはならない。

（略）

(6) 別表第十五のVのR項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。

（略）

(7) 別表第十五のVのR項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。

（略）

(8) 别表第十五のVのM項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。

（略）

(9) 別表第十五のVのN項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれが一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。

(10) 別表第十五のVの〇項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれが一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。

4 (11) (略)

別表第九及び別表第十五を次のように改める。

4 {7)
（新設）
（略）
（略）

IX	VIII	VII	VI	V	F	E	
M 項	L 項	K 項	J 項	I 項	H 項	G 項	
ニコチニン酸アミド	ニコチニン酸アミド	メコバラミン	塩酸ヒドロキサールリン酸エステル	リボフラビン	フルビアンデニンジヌクレオ	オクトチアミン	チアミンジスルファイド硝化物
アスコルビン酸カルシウム	アスコルビン酸カルシウム	ヒドロキソコバラミン	ヒドロキソコバラミン	リボフラビン	チドナトリウム	シコチアミン	チアミンジセチル硫酸エステ
二〇〇〇mg mg mg	二〇〇〇μg μg μg	一五〇〇mg mg mg	一五〇〇μg μg μg	一〇〇〇mg	二〇〇mg	一〇〇mg	二〇〇mg
六〇mg mg	五〇〇〇mg mg mg	六〇μg	六〇μg μg μg	六〇μg	一〇mg	五mg	一mg
一一mg mg	五〇〇mg mg mg	六〇μg	一一μg μg μg	五mg	二mg	二mg	一mg

XI				X																	
項A B	項A A	Z 項	Y 項	X 項	W 項	V 項	U 項	T 項	S 項	R 項	Q 項	P 項	O 項	N 項							
コウジン	ヨクイニン	ニンジン	ン加工 ダイサン (オキソアミジ	ナトリウム コンドロイチン硫酸エーステル	グルクロノラクトン 無水リノ酸水素カルシウム リノ酸水素カルシウム水和物	沈降炭酸カルシウム グルコン酸カルシウム水和物 乳酸カルシウム水和物	グリセロリン酸カルシウム リノ酸カルシウム水和物	ガンマオリザノール	オロチニ酸	L-システイン 塩酸塩水和物	ウルソデオキシコール酸 ヘプロニカート	イノシトールヘキサニコチン 酸エーステル	グネシラギン酸カリウム・マ	アスパラギン酸カリウム・マ	パンテン酸カルシウム バントテン酸ナトリウム ビオチン						
合 エ キ ス 三 g の 場 合	粉 末 の 場 合	合 エ キ ス 一 g の 場 合	粉 末 の 五 g の 場 合	工 キ ス 三 g の 場 合	二 〇 〇 mg	九 〇 〇 mg	一 〇 〇 〇 〇 mg	三 〇 〇 mg	三 〇 〇 mg	三 〇 〇 mg	一 〇 mg	二 〇 〇 mg	一 六 〇 mg	六 〇 mg	四 〇 〇 mg	四 〇 〇 mg	五 〇 〇 μg	三 〇 mg	三 〇 mg	三 〇 mg	
g 合 エ キ ス ・ 六 場	粉 末 の 場 合	合 エ キ ス 一 g の 場 合	粉 末 の 三 g の 場 合	合 エ キ ス 六 場	二 〇 mg	一 八 〇 mg	二 〇 〇 mg	三 〇 mg	三 〇 〇 mg	三 〇 〇 mg	五 mg	六 〇 mg	三 〇 mg	一 〇 mg	一 〇 〇 mg	八 〇 mg	二 〇 〇 mg	一 〇 μg	五 mg	五 mg	五 mg

別表第十五

区分	A項	有効成分分名	一日最大分量(g)
ウゾクコツ	乾燥水酸化アルミニウムゲル	三・〇	三・〇
グリシン	ケイ酸アルミン酸マグネシウム	三・〇	三・〇
ジヒドロキシアルミニウムアミノアセタート	ケイ酸マグネシウム	九・〇	九・〇
合成ヒドロタルサイト	合成ケイ酸アルミニウム	四・〇	四・〇
酸化マグネシウム	六・〇	六・〇	六・〇
水酸化アルミニマグネシウム	一・〇	一・〇	一・〇
四・〇	四・〇	四・〇	四・〇
三・〇	三・〇	三・〇	三・〇
一・〇	一・〇	一・〇	一・〇

括弧内の量は、一回最大分量又は一回最小分量である。

Iに掲げる有効成分の一回最大分量及び一回最小分量は、原生薬に換算した量である。

IIに掲げる有効成分の一回最大分量及び一回最小分量は、ビタミンAに換算した量である。

4 IIに掲げる有効成分の一回最大分量及び一回最小分量は、ビタミンDに換算した量である。

5 トコフェロールコハク酸エステルカルシウムの一回最大分量、一回最小分量、一回最大分量及び一回最小分量は、コハク酸dl-α-トコフェロールに換算した量である。

6 チアミンジスルフィド硝化物の一回最大分量、一回最小分量、一回最大分量及び一回最小分量は、チアミンジスルフィドに換算した量である。

7 チアミンジセチル硫酸エステル塩の一回最大分量、一回最小分量、一回最大分量及び一回最小分量は、チアミン硝化物又はチアミン塩化物塩酸塩に換算した量である。

8 セトチアミン塩酸塩水和物、ビスベンチアミン及びベンツオチアミンの一回最大分量及び一回最小分量は、チアミン塩化物塩酸塩に換算した量である。

9 フルスルチアミン塩酸塩の一回最大分量及び一回最小分量は、フルスルチアミンに換算した量である。

10 フラビンアデニンジヌクレオチドナトリウムの一回最大分量及び一回最小分量は、フラビンアデニンジヌクレオチドに換算した量である。

11 リボフラビンリン酸エステルナトリウムの一回最大分量及び一回最小分量は、リボフラビンに換算した量である。

12 塩酸ヒドロキソバラミン及びヒドロキソバラミン酢酸塩の一回最大分量及び一回最小分量は、ヒドロキソバラミンに換算した量である。

13 アスコルビン酸カルシウム及びアスコルビン酸ナトリウムの一回最大分量及び一回最小分量は、アスコルビン酸に換算した量である。

項A D	項A C
ボウイ	トウキ
合工 キスの 場	g 合工 キスの 四場
合工 キスの 場	g 合工 キスの 四場

	II	C項	B項	
水酸化アルミニウムゲル	二・〇	水酸化アルミニウム・炭酸水素ナトリウム共沈物	三・〇	水酸化アルミニウム・炭酸マグネシウム混合乾燥ゲル
水酸化アルミニウム・炭酸マグネシウム・炭酸カルシウム共沈物	三・〇	水酸化アルミニウム・炭酸マグネシウム・炭酸カルシウム	二・四	水酸化マグネシウム
ウム共沈物	二・四	セツケツメイ（アワビ殻）	二・四	セツケツメイ（アワビ殻）
水酸化マグネシウム	二・四	炭酸水素ナトリウム	三・〇	炭酸水素ナトリウム
沈降炭酸カルシウム	三・〇	炭酸マグネシウム	二・四	炭酸マグネシウム
ボレイ	二・四	メタケイ酸アルミニン酸マグネシウム	三・〇	メタケイ酸アルミニン酸マグネシウム
無水リソ酸水素カルシウム	三・〇	無水リソ酸水素カルシウム	二・四	無水リソ酸水素カルシウム
ウイキヨウ油	二・四	ウイキヨウ油	三・〇	ウイキヨウ油
エンメイソウ	二・四	エンメイソウ	二・四	エンメイソウ
ウヤク	二・四	ウヤク	二・四	ウヤク
ウコン	二・四	ウコン	二・四	ウコン
オウゴン	二・四	オウゴン	二・四	オウゴン
オウバク	二・四	オウバク	二・四	オウバク
オウレン	二・四	オウレン	二・四	オウレン
加工ダイサン（オキソアミジン）	二・四	加工ダイサン（オキソアミジン）	二・四	加工ダイサン（オキソアミジン）
ガジュツ	二・四	ガジュツ	二・四	ガジュツ
カラムス根	二・四	カラムス根	二・四	カラムス根
カツコウ	二・四	カツコウ	二・四	カツコウ

カンキヨウ キコク キジツ ケイヒ ケイヒ油
ゲンチアナ コウジン コウボク ゴシユウ ゴシユ
コロンボ コンズランゴ サンナ シソシ ショウキヨウ
シユクシャ ショウウキヨウ油 ショウウズク
スイサイヨウ セイヒ セキシヨウコン センタリウム草
センブリ

ソウジユツ	エキスの場合	二・〇
ソヨウ	エキスの場合	二・〇
ダイオウ	粉末の場合	一・〇
ダイウイキヨウ	エキスの場合	一・〇
チクセツニンジン	エキスの場合	三・〇
チヨウジ	粉末の場合	六・〇
チヨウジ油	エキスの場合	一・〇
トウヒ	エキスの場合	三・〇
トウヒ油	粉末の場合	五・〇
ニガキ	エキスの場合	三・〇
ニクズク	粉末の場合	二・〇
ハツカ(セイヨウハツカを含む)	エキスの場合	五・〇
ニンジン	粉末の場合	五・〇
ハツカ油	エキスの場合	六・〇
ヒハツ	粉末の場合	一・〇
ビヤクジユツ	エキスの場合	三・〇
ホツブ	粉末の場合	三・〇
1-メントール	エキスの場合	一・〇
dl-メントール	粉末の場合	一・〇
モツコウ	エキスの場合	五・〇
ヤクチ	粉末の場合	二・〇
リュウタン	エキスの場合	三・〇
リヨウキヨウ	粉末の場合	五・〇
レモン油	エキスの場合	一・〇

水酸化アルミニウムゲルの一日前最大分量は、酸化アルミニウムに換算した量である。
エキスの場合の量は、原生薬に換算した量である。